

(特定随意契約の手続)

第 1 0 8 条の 3 令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 特定随意契約をしようとするものについて、当該年度における発注の見通しに関する事項をあらかじめ公表すること。
- (2) 前号の見通しに関する事項に変更を生じたときは、変更後の当該事項を速やかに公表すること。
- (3) 特定随意契約を締結する日の相当期間前までに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の目的とするものの種類、数量、履行期その他契約の内容

イ 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の公正性及び透明性を確保するため必要があると市長が認める事項

- (4) 特定随意契約を締結した後、速やかに当該契約について、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の相手方の名称又は氏名

イ 契約の相手方とした理由

ウ 契約金額及び契約締結日

エ アからウまでに掲げるもののほか、契約の締結状況に関する事項

- 2 前項に規定するもののほか、特定随意契約に関し必要な事項は、別に定める。